～ともに～　皆心一つに

■2014（平成26）年3月11日
　渋谷事件の一審判決があり、山形地裁は美穂さんに対して継続的にいじめが行われていた可能性は否定できず、学校や県教委による調査が十分だったとは言えないとしながらも、原告の請求を棄却しました。

2006年11月22日の昼、山形県立高畠高校2年生（当時16歳）の渋谷美穂さんが、クラス内でのいじめに悩んでいた旨の遺書を残して、学校の渡り廊下2階の屋根から飛び降り、その人生に終止符を打ちました。

Ａ．Ｂ．Ｃ．Ｄ．Ｅ　以外の
２年３組の皆　これで満足？

皆が言った暴言、痛かった。
いつも泣きたかった。

自殺する子はね、
この世を見限って死ぬんだよ
悲しさもあるけど、この世が
どうにもならないと決めて、死ぬんだよ
平和なんて幻想を掲げて何するの？
そんなの一生手に入らないよ
私みたいな狭い世界で暮らしている
子でさえも、差別をうけているのに

私はただ、人が傷付くのが
いやなだけでした。
人が怒るのが怖いだけでした。
そして私はイジメラレ、
偽善者よ、と思われ死んでいきます

人の考えを分かろうとしないこの世
相手を否定して存在価値を求める人達

美穂さんの遺書（裁判で証拠として提出）
より引用抜粋

2009（平成21）年11月3日、時効が2週間後に迫る中、美穂さんの両親は、東京の弁護士を訪ねて来ました。裁判を通して、「娘の美穂が遺書に残した“いじめ”の真相を明らかにし、“自殺の原因は家庭にある”とした新聞報道の誤りを正したい」と、空洞になった心から絞り出すような声で、やり場のない思いを訴えました。2009（平成21）年11月20日、損害賠償を求め、山形地方裁判所に提訴。[p2に続く]

柳田邦男の
深呼吸

［いじめ自殺］
原因のとらえ方 転換を

子どもの自殺にいじめがからんでいたかどうかをめぐって、しばしば遺族と学校、教委、自治体が対立している。一体、何が問題なのか。

群馬県桐生市の小学6年の少女（当時12歳）が自宅で自殺した事件をめぐってこの3月14日、前橋地裁は同級生たちによるいじめと学校側の不適切な対応が原因だとして両親が桐生市と群馬県に損害賠償を求めていた訴訟で、両親の主張を認める判決を下した。

問題点を整理してみる。事件は、2010年10月に起きた。桐生市教委は半月余り後に結論を出し、いじめはあったが、自殺の直接原因は特定できないと説明。さらに市の第三者調査委員会も、翌年3月の報告書で「いじめは原因のひとつだが、家庭環境などほかの要因も加わった」との結論を示した。訴訟では、両親は「担任はいじめをわかっていながら放置した。適切な対応を取っていれば自殺に至らなかった」と主張したが、市と県は、いじめの一部を認めたものの、「（いじめは）軽微なもので、（自殺の）原因とはならない。原因は家庭環境にある」と反論していた。

論争をたどってみると、いじめによって絶望に追いこまれていく子どもの心の苦しみや葛藤に対する教育関係者の向き合い方の空疎さに私は絶句する。

これは、桐生市の事件だけに見られることではない。一例を挙げるなら、11年10月に大津市で発生した中学2年の男子生徒（当時13歳）が自殺した事件では、学校も市教委も、事件後に把握した過酷ないじめの実態を開示しないで、いじめが自殺の原因とは認められない、家庭にも問題があったなどとして、いじめの原因をあいまいにしてしまった。

これに対し、市の第三者委員会は、「いじめが屈辱感、絶望感と無力感をもたらし、死を望む気持ちを抱かせた」として、いじめを自殺の直接的要因と認定。さらに学校と市教委は「虐待家庭というフィクション」によって「自死の原因を家庭問題へ逃げ」「組織防衛に走った」と厳しく断じた。桐生市の事件について、地裁判決は、「少女が理不尽さや絶望感を抱くようになり、学校側や両親に訴えようとして突発的に自死を図った」と、いじめと自殺の因果関係を認めるとともに、市の調査については、「真相解明より組織防衛を優先しており、不十分」と批判的見解を示したのだ。

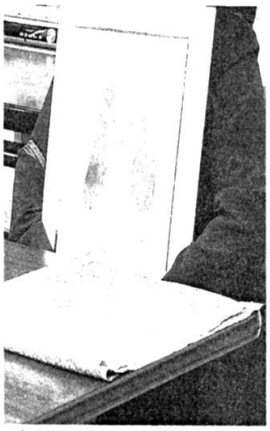

亡くなった女児の遺影を抱えて記者会見に臨む母親＝前橋市大手町で14日、尾崎修二撮影

大津市のケースも桐生市のケースも、うり二つと言えるほど酷似している。なぜ、教育関係者や行政は、このような対応の仕方をするのか。

事件や事故の原因あるいは真相をどうとらえるか。それは目的と方法によって違ってくる。個人の刑事責任を追及するのを目的とする捜査であれば、責任を問われる人物の意思や行為と生じた事件・事故の被害との間に密接な因果関係があることを具体的な証拠を示して証明しなければならない。

これに対し、交通機関や工場などにおける事故の再発防止を目的とする原因調査の場合は、特定の人物に絞って責任の有無を論じるのでなく、「なぜ事件あるいは事故が生じたのか」「どうすれば未然に防げたか」という観点から、さまざまな要因や条件を洗い出して、問題の構造を明らかにし、それから諸要因の一つ一つに対策の手を打つという取り組みをする。

いじめによる自殺事件が起きると、学校や教委や自治体が、前記の事例のように、原因はいじめと特定できない、家庭環境などいくつもの要因がからんでいるなどと言って、あいまいにしてしまうのは、因果関係を厳密に立証できなければ訴追できないという責任追及型の発想にとらわれているからだ。そうした発想の根底には、命を絶った子どもへの心の痛みより、自らの責任回避の意識や損害賠償回避の組織防衛の意識がうごめいているとしか思えない。

ネットによるいじめなどを拡大させている今の社会状況や子どもたちの心を荒廃させている子育ての劣悪な環境などにまで深く切り込まなければ、憮然とするほどの昨今のいじめをなくすことはできないだろう。いじめ自殺の原因調査にあたる関係者は、因果関係を明確な証拠で示せないものは問題視しないという視野狭さくの発想を排して、航空・鉄道の事故調査のように、推定される諸要因を列挙し、現場の教師や校長のあり方から教委や行政に内在する問題に至るまで、思い切った改善策を提言する姿勢が必要だ。そういう自殺原因の分析の仕方をするなら、さきいなことと見られがちないじめの繰り返しの重大性や、子どもの人格形成をゆがめるネット社会の問題点が、かえって鮮明になってくるだろう。

いくつもの事例分析から、私はそう考えている。

2014・3・22
やなぎだ・くにお　作家。次回は4月26日に掲載します。

【2014年（平成26年）3月22日（土）毎日新聞 11面】

上記の記事を拡大してお読みになりたい方は
学校安全全国ネットワークのホームページをご覧ください
http://gakouanzen-network.com

3月11日、山形地方裁判所にて渋谷事件の一審判決が言い渡されました。
この判決を受けて、3月27日付の文章が南北法律事務所 浅見宛に届きました。
“裁判を行って見えてきたもの”および“控訴断念理由”が記されています。
一部を下記に抜粋引用し、渋谷ご夫妻の思いを、代わりにご報告いたします。

御支援者皆様方

平成26年3月27日
渋谷登喜男
真理子

はじめに

これまでの御支援者皆様方のお力添えに感謝いたします。

3月11日の一審判決で原告の請求は棄却されました。学校事故事件やいじめ自死の再発防止に役立つという社会的要請に応じたものではありませんでした。(中略) 今の社会情勢はいじめに関する認識が変わってきているにも関わらず司法の考え方は旧態依然のままでした。

裁判を行って見えてきたもの

1．学校は遺書の記載内容を「根拠の見えないもの」と否定しましたが、裁判所は遺書の記載内容を否定せず証拠として採用、娘の名誉は守れた事。

2．本件事故の原因が家庭内には無いことも証明できた。

3．社会にいじめ問題と学校の教育現場での教員のあり方など多くの問題提起は出来たと思います。

控訴断念理由

4．美穂が亡くなり、私達は三年近く何度も県教委に赴き説明とアンケートの開示や利害関係の無い公平な立場の方による第三者委員会を設置して再調査を強く要望しましたが遺族の要望は全く受け入れてもらえず三年が過ぎようとしていました。(中略) 三年の時効が成立したら学校や県教委から相手にされなくなりますよと聞かされ、亡き美穂の学校生活がどの様なものだったのか分からないまま県教委にうやむやにされてしまうと思い裁判を始めて約四年、知る得る事も多々あり私達には有意義な裁判でした。(中略) 美穂の名誉は守れた事、美穂の死の原因は家庭には無かった事、社会にいじめの問題提起ができた事、また調査を尽くさない時点で早々にいじめを否定する学校側の姿勢が裁判を通じて明らかになった事等です。

しかし控訴してもこれ以上亡き美穂の学校生活がどの様なものだったのか、学校の調査不足もありこれ以上知る得る事は不可能である。

5．学校が行ったいじめ調査は形式的で生徒達の聞き取りは誘導的、原因の調査不足も加わり、時間も過ぎた今、私達に立証責任を求められても果たす事は現実的には困難です。

学校、県教委は調査が十分に尽くされたと言えるのか疑問なしとせず。との判決文を事実として受け止め、本件の事故調査に当たった関係教員、県教委は真摯に考えて改める所は改めるべきです。大事なことは再発防止です。(中略)

最後に、御支援者皆様方に約四年間もの長い間、裁判を見守っていただいた事に御礼申し上げます。言葉では言い表せないほど心から感謝しております。裁判中は心穏やかではなく、折れそうな時もありましたが支援をいただいた皆様に知恵と勇気をもらいながら、しっかり前を見なければと自分に言い聞かせ、それを力に変えて歩いて来れました。

今後、私達もこの御支援を忘れずにどなたかにお返しして行きたいと思います。

学校事件・事故の裁判で当事者や家族は、行政（教育委員会）や学校長以下教職員等の“保身”に、再び、深く傷つけられることが非常に多いです。そうした姿勢は、再発防止のために絶対に必要な『事実の確認』をも妨げる極めて悪しきものと言うべきでしょう。

安藤事件報告 2014.4.14

平成23年3月に千葉県船橋市の小学校で起きた、児童間の傷害事件について、当時の担任教諭・学校長、および学校設置・管理者である市を相手取って起こした損害賠償請求訴訟の判決が、平成26年4月9日、千葉地方裁判所にて申し渡されました。「原告の訴えを棄却する」との判決を受け、同月14日、原告（被害児童のご両親）は、弁護団に向けて報告会を開き、その胸の内を語られました。

この間、皆様におかれましては、大変お忙しい中、傍聴のため、わざわざ足をお運び頂いたり、お言葉を掛けて頂いたりと私達家族はどれほど勇気づけられたか計りしれません。おかげ様をもちまして、今日まで邁進できたことに感謝申し上げます。

※1　本件と並行して、加害生徒の保護者に対し、いじめを理由とする損害賠償請求を行い、平成25年9月に和解が成立している。
※本人尋問の甲斐もなく、判決では「元担任の全てが肯定され、我が子の全てが否定された思いが拭えきれない」と強い憤りを訴えた原告は」、4月19日、東京高等裁判所に控訴しています。

初めて 母弘美さんに会った日のことを思い出しました。理由もわからないまま安全なはずの学校で奪われた長男の命。遺族に覆い被さる、深い、悲しみの連鎖。何より、兄弟姉妹が負った心の傷の深さ大きさを再確認した出会いでした。（浅見）

部活で中１死亡

元柔道講師 起訴相当

大津検察審議決 地検、再捜査へ

滋賀県愛荘町立秦荘中学校で2009年、1年の村川康嗣さん（当時12歳）が柔道部の練習中に死亡した事故で、大津検察審査会は、元講師の男性（31）＝依願退職＝を不起訴とした大津地検の処分に対し、「起訴相当」と議決した。議決は3月27日付。

元講師は12年3月、傷害致死容疑で書類送検され、大津地検は13年7月に不起訴処分にした。議決は、元講師が「被害者の体力・技能に見合った練習を行うという意識に欠けていた」と指摘。元講師の過失と死亡に因果関係があり業務上過失致死罪に当たると認定した。

地検は議決を受けて改めて捜査し、処分を決める。再び地検が不起訴としても、検察審査会が起訴すべきだと議決すれば、裁判所が指定する弁護士によって強制起訴される。

審査を申し立てた母弘美さん(46)は「検察の決定がおかしいと言ってもらえて本当にうれしい。議決を踏まえ、しっかりと再捜査してもらいたい」と話している。【田中将隆】

毎日新聞
2014年（平成26年）
4月10日（木）

第4回公開学習会報告

『本当に要らないの？教育委員会』

2014（平成26）年
3月15日（土）
13時半～15時半
於：早稲田大学
　　戸山キャンパス

講師　弁護士櫻井光政氏

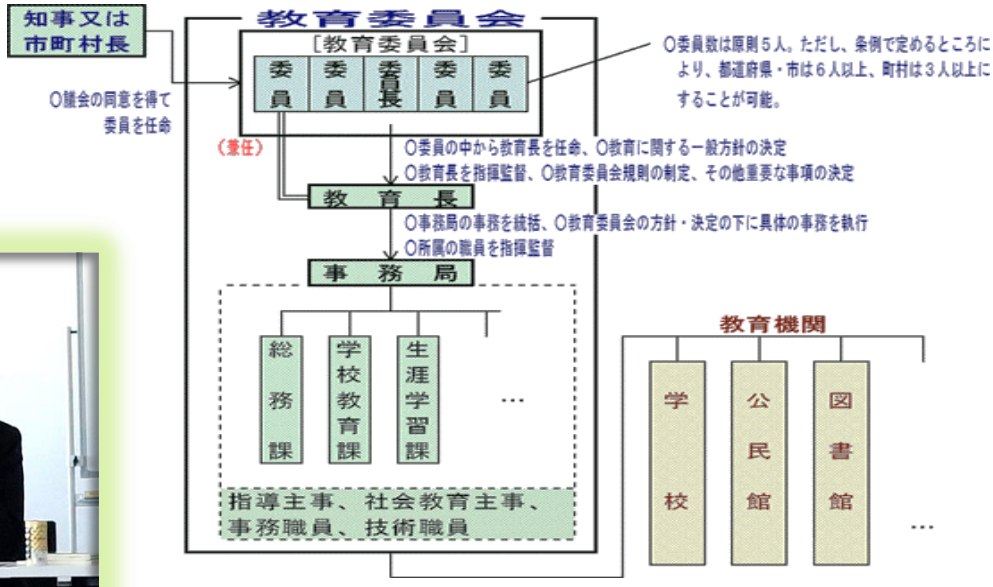

文部科学省HP「教育委員会制度について」より《教育委員会の組織のイメージ》
URL　http://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm

近年台頭している教育委員会不要論に対し、大田区で教育委員長を8年務めた経験に基づく問いかけがなされました。十分に機能が発揮されていないのが現状ですが、委員のやる気・やり方次第で、大いに役立てる組織だということを、実例を挙げながら話されました。

現行の教育委員会は1948年に導入。戦前の軍国主義教育への反省を踏まえ、政治的中立性や継続性の観点から、首長から独立しています。原則5人の有識者らで構成、任期は4年。議会の同意を得て首長から任命され、都道府県や市町村に設置されて教育行政を担います。

委員から一人、委員長が任命され、実務を担う事務局を統括します。市民が相談に行った場合、大抵は事務局が対応し、委員会で検討がなされることは、まれです。組織の問題点と言えます。

教育委員会制度改革では、教育行政に対する地方自治体の首長の関与が強化され、これが実現されれば、教育委員会の審議が骨抜きになり、首長の意向次第で教育現場が左右される可能性が増大します。また学校事故・事件の裁判では、首長次第で、今まで以上に子どもの権利保護・最善の利益の追求が難しくなる可能性も大きいのです。

第２回総会・第５回公開学習会

日時　平成二六年六月二一日（土）〇時三〇分　受付開始
第一部　公開学習会　午後一時～
特別講演
『健康面からみた学校安全』川上一恵 氏
日本小児科医会乳幼児学校保健委員会委員長
東京小児科医会理事　渋谷区立中幡小学校校医
特別報告
『大川小学校事故検証報告と学校防災の課題』
堀井雅道　当会運営委員・国士舘大学文学部講師
第二部　第二回総会　午後四時三〇分～
第三部　懇親会　午後五時三〇分～
会場　早稲田大学戸山キャンパス
三三号館　十六階　第一〇会議室
会費　資料代　会員　七〇〇円・一般　一〇〇〇円
※懇親会　会費　三〇〇〇円

※準備の都合上、**懇親会**への参加を希望される方は**六月十六日まで**に、安全ネットの事務局へご連絡ください

平成二十四年一月に発足した準備会の活動を経て、平成二十五年六月八日に『学校安全全国ネットワーク』発足。このたび、第２回総会を開催致します。一人でも多くの方にご参加いただき、一緒に子どもの安全・学校安全について考え、語り合えればと願います。

懇親会には、御講演者の川上一恵先生、堀井雅道先生をはじめ、当会の会員弁護士、専門職の面々も参加の予定です。輪になって懐石弁当を食べながら、日ごろの疑問や思いを、忌憚なくお話しください。

この2年間で一番大きく感じたのは、無力感です。この社会とどう向き合えば良いのか、問い続ける毎日です。

かつて、学校事件・事故の裁判に立ち向かわれた皆様、いま、どのような日々をお過ごしでしょうか？　時を経て思うこと・感じることなど、お聞かせ願えれば、電話相談・メール相談の大きな助けとなり、私たちの学びとなろうかと思います。

どうぞ、お力添えを！　お会いできますよう願いながら…

安全ネットがお薦めするこの一冊！　Vol.3　拡大版

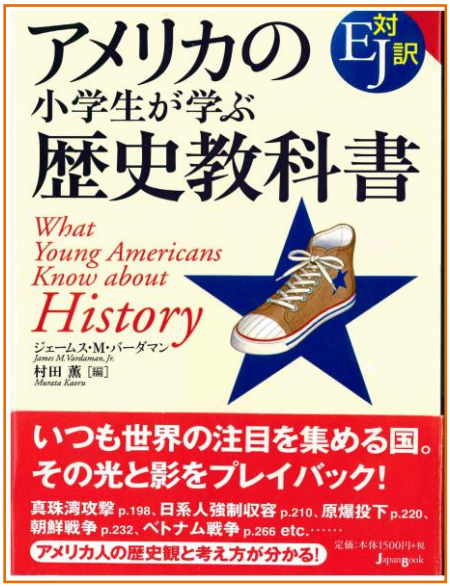

著　ジェームス・M・バーダマン
編著　田村 薫（対訳）
発行年　2005年
出版社　ジャパンブック
定価　本体1,500円＋税
サイズ　21 x 15 x 2.2 cm

ハーシュ教授（バージニア大学：当時）がアメリカの小学生向けに書いた、6冊の歴史教科書。それは、登場人物の「息遣い」まで伝わるものでした。やさしい英語で“生きた歴史”を学べる教科書が作られた背景には、大学生の持つ文化的な基礎知識が乏しく、受けた教育によって知識に偏りが存在する事実に直面したハーシュ教授の、教育に対する危機感があります。

本書では、田村薫氏による対訳と原文を読み比べながら、生きた歴史教育の一つのあり方について知ることができます。

櫻井光政弁護士 講演録『社会科教科書採択にあたって私が考えたこと』では大田区の　教科書採択会議に推薦された「歴史」と「公民」の教科書を複数とりあげ、記述の違いに着目しています。

例【南京虐殺事件の記述】

「このとき、日本軍によって中国の軍民に多数の死傷者が出た（南京事件）。この事件の犠牲者数など実態については、さまざまな見解があり、今日でも論争が続いている。」
〔育鵬社〕

「南京では、兵士だけでなく、女性や子どもをふくむ多くの中国人を殺害し、諸外国から「日本軍の蛮行」と非難されました。しかし、このことは戦争が終わるまで、日本国民には知らされませんでした（南京虐殺事件）。」　〔帝国書院〕

―― どちらに、あなたは歴史の息吹を感じますか？

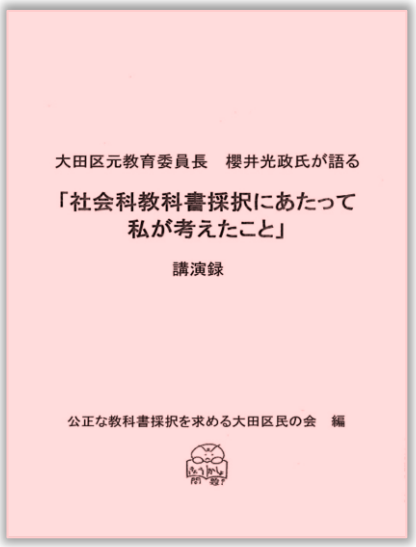

発行　公正な教科書採択を求める大田区民の会
講演・録音・文章化　藤原 進
編集　今井 英男、鶴田 雅英、野口 綾子
印刷　東京都大田区福祉工場
定価　300円
※購入を希望する場合は発行団体へ連絡

この2冊の本を通して、教科書が担う役割について考えていただきたいと思います。

紹介者　浅見洋子

＊安全ネット　入会の御案内＊

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対する
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費　●会員 3,000円　◎賛助会員 5,000円

郵便為替での お手続きは 以下までお願いいたします
振 込 先　　００１３０－９－３４６４６３
加入者名　　学校安全全国ネットワーク

☆　刊行元・お問い合わせ先

学 校 安 全 全 国 ネ ッ ト ワ ー ク
ＴＥＬ　０３－３５１１－５０７０
ＦＡＸ　０３－３５１１－５７８４
E-mail　uta@yoko-no-heya.jp
ＨＰ　http://gakouanzen-network.com

事務局所在地
〒１０２－００７１
東京都千代田区富士見
２－７－２
ステージビル１７０６号
南 北 法 律 事 務 所　内